

令和7年度

外国人旅行者の受入環境整備を支援します！

養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金

外国人旅行者の受入のため実施するキャッシュレス決済、トイレ洋式化、体験プログラム造成などの環境整備にかかる費用の一部を補助します。

※2025年大阪万博やWMG2027関西では、養父市にも多くの外国人旅行者が来訪すると想定されます。

補助対象者

養父市内に施設、店舗、事務所、事業所等を有し、訪日外国人の受入環境整備のため、補助対象事業を自らの費用負担で実施する事業者及び団体

- 幅広い事業者等の取組を支援するため、業種や企業規模に制限はありません。
- 一般社団法人、NPO、任意団体等も対象となります。

補助対象事業

対象事業区分	対象事業
1. 多言語音声サービス導入事業	① 翻訳、通訳機能を備えた音声機器の導入 ② 音声ガイド機器の導入 ③ 音声アナウンスの製作 ④ ②・③に伴う利用案内ツールの製作
2. 外国語表記整備事業	① 施設の名称、営業案内等を標記する看板の設置 ② 施設利用者の誘導を目的とした案内看板等の設置 ③ 施設内設備の利用方法や施設の概要、展示品等の説明書き等の設置 ④ 外国語食事メニューの作成及び配備 ⑤ 外国語ホームページの製作
3. キャッシュレス決済導入事業	① クレジットカード、電子マネー等の決済端末の導入 ② ①に係る回線開設、配線整備、電気工事 ③ ①に伴う利用案内ツールの製作
4. 浴室整備・トイレ洋式化事業	① 宿泊施設の客室内浴室の整備(新規、改修) ② 宿泊施設の共同浴場の機能向上を伴う改修 ③ 和式トイレの洋式化整備 ④ 洋式トイレの増設
5. 着地型体験プログラム造成事業	① 着地型体験プログラムの開始又は魅力向上に資する事業 ② ①に伴うオンライン旅行検索及び予約サイト等への登録

補助対象要件

補助金申請時又は実績報告時に必要となる要件

- 英語を含む外国語等で施設の案内表示及び利用案内が用意されていること。
- 食事を提供する施設においては英語を含む外国語の食事メニューが用意されていること。
- キャッシュレス決済ができること及びその旨を外国人向けに表示していること。

補助対象経費

以下(1)～(6)の経費

(1) 製作費、(2) 工事費、(3) 翻訳費、(4) 印刷製本費、(5) 備品購入費、(6) サービス等の初回登録料

補助金額

補助対象経費の2分の1以内 補助金の限度額50万円

- 同一事業者が複数の補助対象事業を行う場合、全事業の経費を合算して50万円です。
- 補助回数は、同一年度において1対象事業につき1事業者1回です。
- 予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

補助対象期間

補助金交付決定後から令和8年3月31日(日)まで

- 補助対象経費は、上記期間中に生じたものが対象です。
- ※上記期間中に支払いが完了していること(口座から引き落とされたこと)が証明できる書類の提出が必要となります。購入が年度末になる場合は引き落とし日にご注意ください。



養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金の利用の流れ



補助金交付の申請の手続き

事業者 申請の事前相談・問合せ

事業者で検討している整備内容について、申請するまでに市と事前に相談してください。

※ 補助金の利用以外で、外国人対応について市が支援できる内容についてご紹介することができます。

※ 必要に応じて、市の国際交流員が外国人旅行者の視点で、外国人対応に必要な整備について助言することができます。

事業者 補助金交付の申請

申請書類を市に提出してください。

【必要な書類】

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(別紙)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 市税の滞納がない証明書
- ⑤ パンフレットなど申請者の概要が分かるもの
- ⑥ 補助対象経費の算出の基礎となる見積書等経費の内訳が分かる書類の写し
- ⑦ 工事を伴う事業の場合は工事の位置を示す図面及び写真
- ⑧ 外国語表記等を行っていることが確認できる写真(既に取り組んでいる場合に限る。)
- ⑨ キャッシュレス決済端末が設置されていることが確認できる写真(既に取り組んでいる場合に限る。)

養父市 書類審査・補助金交付の決定

補助金の趣旨の観点から、申請書類の審査を行います。

交付を決定したときは、補助金交付決定通知書を申請者に郵送します。

事業者 補助事業の開始

交付決定日から令和8年3月31日までの間に「発注→納品→支払」を行ってください。

《 右の「補助金交付の請求の手続き」に続く 》

補助金交付の請求の手続き

《 左の「補助金交付の申請の手続き」から続く 》

事業者 実績報告

事業完了後30日以内又は令和8年3月31日までのいずれか早い日までに、報告書類を市に提出してください。

【必要な書類】

- ① 補助事業実績報告書(様式第9号) 及び別紙1・2
- ② 事業の成果が確認できる書類(写真、チラシなど)
※補助金交付申請時に⑧、⑨を提出していない場合は実績報告時に提出が必要となります。
- ③ 対象経費を支払ったことを証する書類の写し
※令和8年3月31日までに支払いが完了していること(口座から引き落とされたこと)が証明できる書類の提出が必要となります。購入が年度末になる場合は引き落とし日にご注意ください。
- ④ 工事を伴う事業の場合は工事完了が分かる写真

養父市 書類審査・補助金の額の確定

交付決定内容との整合性、支払に関する帳票類等について、報告書類の審査を行います。審査後、補助金の額が確定したときは、補助金額確定通知書を事業者に郵送します。

※ 実績報告があった日から約2週間後に発送予定

事業者 補助金交付の請求

補助金額確定通知書を受領後、速やかに請求書を提出してください。

【必要な書類】

- ① 補助金交付請求書(様式第12号)

養父市 補助金の交付

請求書の提出から40日以内に、指定された金融機関の口座に振込にて交付します。

事業者 事業状況報告

補助金の交付を受けた者は、交付後5年間、事業状況の報告が必要となります。

お問合せ
提出先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1
養父市役所 産業環境部 商工観光課

電話：079(664)0285

E-mail: shoukoukankou@city.yabu.lg.jp

補助金の詳細
申請書類はコチラ



R7.4.1 改訂

養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金 対象事業イメージ

1. 多言語音声サービス導入事業

- 多言語翻訳機の導入
- 展示施設等での音声ガイド機器の導入



2. 外国語表記整備事業

- 外国語表記の案内やメニュー、HP等を整備する。



3. キャッシュレス決済導入事業

- クレジットカード、ICカード、QRコード等での決済を導入する。



4. 浴室整備・トイレ洋式化事業

- 浴室の改修(機能向上) ● 和式トイレを洋式トイレに



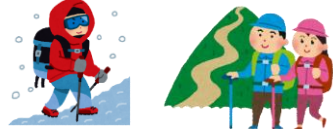
5. 着地型体験プログラム造成事業

- 体験型サービスを商品化又は魅力向上する。

☆ レンタルサイクルやガイド付きサイクリング



☆ ガイド付きの登山やハイキング



☆ 自然の中で行うアクティビティ



☆ 農作物の収穫や製造現場の見学など事業の一部を活かした体験



☆ 工作、書道、着付けなどの創作体験や餅つき、太鼓など文化体験



☆ 「星が最も輝いて見える場所」全国1位の養父市ならではの体験



☆ 養父市の食材をつかった料理体験



着地型体験プログラム造成事業に関する補足事項

- ◆ 一過性のイベント等は対象となりません。一定期間、一定の頻度で提供することが可能なプログラムが対象となります。(作物の収穫等は除く。)
- ◆ 既に提供されているプログラムであっても、利用者にとってサービスの魅力が向上する事業は対象となります。(日本人向けのサービスを、外国人にも楽しんでもらえる内容に変更する事業など。)
- ◆ 新規で造成又は魅力向上させたプログラムを、オンライン旅行予約サイト等へ掲載するための初期登録料及び自社ホームページ製作費は対象となります。ただし、体験プログラムを伴わない宿泊プランのみの登録料は対象となりません。

申請前に市への事前相談が必要となります。お気軽に下記までお問い合わせください。

お問合せ
提出先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1
養父市役所 産業環境部 商工観光課

電話：079(664)0285

E-mail: shoukougankou@city.yabu.lg.jp

補助金の詳細
申請書類はコチラ



養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金

Q&A ※事前にご相談ください

事業者

外国の方が来ても言葉もわからないし、語学が堪能なスタッフもいない。いつ来るかわからないのに語学が堪能な人材を確保するのは難しい…

養父市

ポケットクなどの通訳機器は一方向・双方向、オンライン・オフライン、文字の読み取り翻訳など様々なタイプがあり、対応言語も多いです。語学の練習機能が付いたものもあるのでスタッフへの語学教育やいざという時のために1台あると便利だと思います。導入には**養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金**が利用できる場合があります。

事業者

HPを多言語化したり、新しいパンフレットを作成したい。

養父市

体験型プログラムを新規で造成したり、外国人にも受入やすいように既存の体験プログラムをブラッシュアップした場合は造成費用に加え、付随してそのプログラムの多言語パンフレットの作成費用も**養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金**が利用できる場合があります。
または、インバウンドを新たな販路と捉え、多言語化したパンフレットの作成やその他宣伝に関することも、**販路開拓事業補助金**が利用できる場合があります。

事業者

すべてのトイレは予算的に厳しいがトイレの一部を洋式化、お風呂にシャワーがついていない蛇口があるのですべてに取り付けたい。

養父市

トイレを1つだけでも洋式化する、シャワーがついたカランを増やすことは機能が向上するので**養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金**が利用できる場合があります。

事業者

キャッシュレス決済を導入したいが手数料が高いと感じていてメリットを感じない。

養父市

キャッシュレス普及率が9割を超えている国もあり、国内でもキャッシュレスが普及してきています。キャッシュレス利用ができないために利用者の消費機会を損失する場合があります。電子マネー系だと決裁手数料が2%以下のものもあります。クレジットカードだと決裁手数料が3.5%程度ですが月々のランニングコストがかからないものもありますのでそのようなものを導入されてみてはいかがでしょうか。キャッシュレス決済の導入には**養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金**や**キャッシュレス決済導入補助金**が利用できる場合があります。

事業者

スノーシューでいくナイトウォークというプログラムを作ろうと思うが、補助金は利用できるのか。

養父市

インバウンド層にどのようにPRをするのか、語学の問題をどうクリアするのか等が計画できればプログラム造成に必要なスノーシュー、ライトなどの備品やパンフレット作成などは**養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金**が利用できる場合があります。
また、造成したプログラムを市が参加するVJTMなどの国際商談会で紹介することもできます。事業者様が直接見本市やEXPOに参加する場合は**養父市企業等振興奨励制度**が利用できる場合があります。

申請前に市への事前相談が必要となります。お気軽に下記までお問い合わせください。

お問合せ
提出先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1
養父市役所 産業環境部 商工観光課

電話：079(664)0285

E-mail: shoukougankou@city.yabu.lg.jp

補助金の詳細
申請書類はコチラ



R7.4.1 改訂